

法定外公共物敷地等占用・工作物新築（改築・除却）許可書

指令 川 河 第 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名 _____ 様

川口市長 奥ノ木 信夫

令和 年 月 日付けで申請のあった法定外公共物敷地等占用・工作物新築（改築・除却）について許可します。

| | | 新 規 | 更 新 | 変 更 | 指令 川 河 第 号 令和 年 月 日 | | |
|---------------------------|--|--------|--------|--------|---------------------------------|-----|------------------|
| 目 的 | | | | | | | |
| 場 所 | 準用河川・法定外公共物（道・河川）・その他（ ） | | | | | | |
| | 川口市 | | | | 番地先 | | |
| 占用物件 | 名 称 | 規 模 | | | 数 量 | | |
| | | | | | | | |
| 占用の期間 | 許可日 令和 年 月 日から | | | | 施 工 業 者 | 住 所 | |
| | 令和 年 月 日まで | | | | | 会社名 | |
| | | | | | | 連絡先 | |
| 工事の期間 | 令和 年 月 日から | | | | 工 事 実 施 の 方 法 | 請 負 | 復 旧 方 法 |
| | 令和 年 月 日まで | | | | | 直 営 | |
| 添付書類 | (道路維持課申請分) | | | | | | |
| | 1 案内図、2 道路現況調書、3 平面図、4 求積図、5 構造図 6 掘削断面図及び復旧図、7 円形ずい道設計標準図、8 その他（写真等） | | | | | | |
| 備考 | (河川課申請分) | | | | | | |
| | 1 案内図、2 公図、3 平面図、4 断面図、5 構造図、6 土地利用計画図、 7 その他（写真等） | | | | | | |
| 備 考 占用料 _____ 円 | | | | | | | |

※ 許可条件・教示は裏及び別紙参照

【許可条件】

1. 必要に応じ、所轄警察署長に道路使用許可を申請して、工事に着手すること。
2. 工事着手時、完了時は、それぞれ着手届、完了届を提出し、その確認を得ること。
(施工前、中、後の写真を提出のこと)
3. 工事現場には、市長の指示する所定の標示施設を見やすい場所に設置すること。また、柵または覆いを設置し、夜間は黄色点滅灯を設置すること。その他危険防止のための安全対策措置を講ずること。
4. 工事に伴う近隣住民及び通行者の苦情等は、一切施行者の責任において処理すること。
5. 工事に起因して既設工作物を破損した場合は、許可を受けた者の負担で原形に復旧すること。
6. 道路及び河川管理者からの指示、命令に従うこと。
7. 工事期間は、許可日より60日以内とすること。
8. 当初協議した施工方法等が変更となる場合は事前に協議を行うこと。
9. 境界石、鋸、プレート等の確認保存を行うこと。
10. 路面排水に支障のないよう施工のこと。
11. 交通安全に注意し、歩行者の安全を十分確保すること。
12. 占有物件に起因して事故が発生し、若しくは第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合は、占有者又は施行者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
13. 占有期間満了後引き続き占有しようとするときは、申請書を提出して、市長の許可を受けること。
14. 占有者は本許可書を保管すること。また、占有者が変更となった場合は、「変更（氏名・住所）届」を提出のうえ、本許可書及び占有物の管理を引き継ぐこと。
15. 河川管理者が必要と認めるとき、又は道路に関する工事施工のため支障があるときは、この占有許可を取り消し、又は占有物件の移設、改築、除却若しくは原状回復を命ずることがある。この場合の費用については、占有者の負担とする。

【教示】

この占有許可について不服がある場合には、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの提起をすることが出来ます。

(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に（審査庁）に対してすることが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、川口市を被告として提起することが出来ます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することが出来ます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。